

高齢者の方に対する税法上の障害者控除について

次の条件に該当する方へ、確定申告や住民税申告等で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を発行いたします。認定は、**障害者控除の適用を受ける年の12月31日(基準日)時点**における要介護度・身体状況等に基づき行います。

※基準日時点において要介護4・5の方は、住民税申告時に限り、介護保険証の提示により障害者控除の適用を受けることができます。

※身体障害者手帳等の交付を受けている方・非課税の方は、認定書の発行は不要です。

※ 控除額について(参考)	控除額	
	所得税	住民税
障害者(1人につき)	27万円	26万円
特別障害者(1人につき)	40万円	30万円

障害者控除の対象となる方

次のすべてに該当する方

- ①区内在住で65歳以上である
- ②要介護1～5の認定を受けている ※要支援1・2の方は該当しません
- ③身体または認知症の状態が区で定めた基準に該当する

認定の申請方法

◎窓口の場合

対象者の介護保険証、申請者の身分証を下記へ持参。窓口にて申請書を記入。

◎郵送の場合

申請書(ホームページより印刷可)、対象者の介護保険証のコピー、申請者の身分証のコピー、84円切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、下記まで郵送。

申請後、障害者控除対象者として認定した方には障害者控除対象者認定書を、該当しない方には障害者控除対象者非該当通知書を交付します。

注意事項

- ・申請される方は、認定書発行対象者となるかどうかを、事前に下記までお問い合わせの上、申請してください。
- ・**確定申告・住民税申告のための認定書については、障害者控除の適用を受ける翌年の1月以降に申請受付・発行いたします。**

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

江東区 福祉部 介護保険課 在宅支援係 (窓口: 3階4番)

電話: 03 (3647) 4319